

## (仮) 次期人事・給与・庶務システムの調達支援に係る 業務委託企画提案競技実施要領

### 1 業務の目的

運用開始後約10年経過したことにより、老朽化・陳腐化した人事・給与・庶務システムを刷新するため、専門的知識を持つ民間企業等に業務委託し、業務の分析・最適化と入札仕様書の作成を行うことで、中立性を確保しながら、高度で専門的な知識・経験に基づくアドバイスによる業務効率化や業務量の改善、構築コストの縮減を図る。

### 2 業務内容

(仮) 次期人事・給与・庶務システムの調達支援に係る業務委託

### 3 予算上限額

25,300千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※調達支援業務にかかる全ての経費を含む。

### 4 委託内容

別紙(仮)次期人事・給与・庶務システムの調達支援に係る業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 5 委託期間

契約日から令和3年3月31日（水）まで

### 6 業務の処理

(1) 受注者は、業務の内容及び範囲について、県（発注者）と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

(2) 受注者は、打合せの内容を記録し、随時県へ提出すること。

(3) 受注者は、業務の進捗状況に関して、随時県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

### 7 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 宮崎県入札参加資格（物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）

に関する業種であるもの)を有すること。

本県入札業務参加資格を有しない者は、資格を得るための申請を行うこと。

参考：宮崎県ホームページ

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/buppinkanri/kense/shinse-todokede/20170801101159.html>

- (3) 企画提案書等の提出時点において県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。)の統制下にある法人でないこと。
- (6) 適切な業務責任者を配置できること。

## 8 スケジュール

- (1) 公告 令和2年 9月28日(月)
- (2) 参加申込期限 令和2年10月 7日(水)
- (3) 質問票受付期限 令和2年10月 7日(水)
- (4) 企画提案書等提出期限 令和2年10月16日(金)
- (5) 審査結果通知 令和2年10月30日(金) 予定

## 9 企画提案競技について

### (1) 参加申込書(別紙1)の提出

ア 提出期限：令和2年10月7日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛

ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書に必要事項を記入の上、持参又は電子メールで提出すること。

### (2) 質問票(別紙2)の提出

ア 提出期限：令和2年10月7日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛

ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、持参又は電子メールで提出すること。

エ 回答：回答は、原則として質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付する。

また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

### (3) 企画書等の提出

ア 提出書類及び部数

①企画提案書：7部(正本1部、副本6部)

様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。なお、提案は、1者1案とする。

②企画提案競技参加団体の概要：1部

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

(ア) 参加者の基本情報(名称、所在地、代表者名)

(イ) 担当者(職氏名、連絡先(電話、FAX、電子メール))

③ 誓約書(別紙3) : 1部

④ 見積内訳書 : 1部

様式は任意であるが、企画提案における業務項目と揃えた内訳を記載すること。

⑤ 委任状(別紙4)

代理人を定めるときは、委任状による。

⑥ その他の書類(任意) : 各1部

(ア) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料 : 1部

(イ) 類似業務の履行実績(直近2年以内) : 1部

イ 提出期限 : 令和2年10月16日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出先 : 本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛

エ 提出方法 : 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

#### (4) 審査方法

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案について、最も優れた提案を選定する。なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

##### ア 内容

企画提案競技参加者より提出された企画提案書等について、委員会が書類審査を行い、業務遂行能力が高いと判断される最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

##### イ 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

##### ウ 選定期間

令和2年10月19日(月)以降実施予定

#### (5) 審査結果の通知

令和2年10月30日(金)までに受託者を決定し、通知する。

#### (6) 契約の締結等

ア 上記(4)の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

イ 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。

ウ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

エ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)により、予算の範囲内で随

意契約を行うものとする。

オ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の期限及び場所に提案書を提出しないとき。
- ウ 同一人が2案以上の提案をしたとき。
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき。
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱し、又は不明な提案をしたとき。
- カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

(8) 著作権

- ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- イ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ウ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(9) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、各提案者の負担とする。
- ウ 選定結果の異議申立ては認められない。
- エ この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。
- オ 本委託業務受託者は今後予定している（仮）次期人事・給与・庶務システムの調達入札に参加することはできない。また、本委託業務受託者と資本関係にある事業者についても（仮）次期人事・給与・庶務システムの調達入札に参加することはできない。

10 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8502 宮崎市橋通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館2階）  
宮崎県人事課行政改革推進室 組織・人材育成担当 黒木 上原  
電 話 0985-32-4474  
電子メール jinji-gyoseikaikaku@pref.miyazaki.lg.jp